

2020年5月21日



各 位

会 社 名：コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証第一部)

代表者名：代表取締役社長 桐山 浩

問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長 伊達 英理子

電話番号：03-3798-3101

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2020年6月25日開催の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるように現行定款第27条に第2項を新設するとともに、これに関連して株主総会の議長を定める現行定款第15条第1項および同条第2項の変更を行うものです。また、現行定款第27条2項につきまして、役付取締役として取締役名誉会長を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年6月25日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条 (議長) 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに 監査等委員会</p> <p>第23条 (取締役会) 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たり、<u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条 (議長) 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに 監査等委員会</p> <p>第23条 (取締役会) 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、<u>取締役社長が欠員のときまたは事故があるときは</u>、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

<p>第 27 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役</u> <u>名誉会長、取締役会長、取締役副会長、</u> <u>取締役社長各 1 名、取締役副社長各若干</u> <u>名を定めることができる。</u></p>	<p>第 27 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締</u> <u>役または執行役員から社長 1 名を定め</u> <u>る。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって取締役</u> <u>会長、取締役副会長、取締役社長各 1</u> <u>名、取締役副社長各若干名を定めること</u> <u>ができる。</u></p>
--	---

以 上